

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年11月17日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、本業務にかかる平成28年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものである。

1 業務概要

(1) 件名

認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業委託

(2) 業務内容

若年性認知症の方を含む軽度認知症の方（以下「認知症当事者」という。）が、自ら意欲的に参加できる社会参加型のデイサービスプログラムを開発することとし、主に以下の業務を行う。

認知症当事者が意欲的に参加できる軽作業やボランティア活動を取り入れた社会参加型プログラムの開発

区が指定する認知症デイサービス事業所に対する社会参加型プログラムの紹介

区関係者等との事業連絡会の開催

認知症に関する普及啓発及び認知症当事者の社会参加に係る実態調査

社会参加型プログラムの開発手法マニュアルの作成

詳細は、プロポーザル実施要領を参照

(3) 履行期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

ただし、本業務の運営状況が良好と認められた場合、かつ、平成29年度、30年度予算について区議会で議決を得られた場合に限り、契約を更新する（契約は単年度ごととする）。

2 参加資格

平成27年11月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件をすべて満たす事業者であること。

(1) 都内に事業所（本店・支店どちらも可）を有すること。

(2) 高齢者や障害のある方などの就労、ボランティア活動、地域交流等に係る支

援の事業実績があること。

(3) その他

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 法人概況(財務審査を含む) | (4) 事業計画 |
| (2) 事業実績 | (5) 組織体制 |
| (3) 応募動機 | |

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎(ノバビル)3階

世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課

認知症在宅生活サポート室準備担当

電話: 03-5432-2954

FAX: 03-5432-3085

(2) 実施要領の交付期間及び方法

交付期間 平成27年11月17日(火)~平成27年12月15日(火)

交付方法 世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 公募説明会

平成27年11月26日(木)午後6時から

世田谷区役所三軒茶屋分庁舎3階 世田谷産業プラザ 3階 小会議室

世田谷区太子堂2-16-7

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成27年12月15日(火)午後5時

提出場所 上記(1)担当課窓口

提出方法 直接持参すること(郵送不可)。

(5) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成 2 8 年 1 月 1 2 日 (火) ~ 1 月 1 5 日 (金)

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

提出場所 上記 (1) 担当課窓口

提出方法 直接持参すること (郵送不可) 。

6 その他

(1) 審査により選定された事業者と提案の内容をもとに随意契約を締結する。

(2) 区は、この案件に提案書を提出した者の法人名及び提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することができる。

(3) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 本業務に関連する情報を入手するための照会窓口は、世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課とする。

(7) 本業務に関して区から受領した書類は、区の事前の承諾無しに本件の提案作成以外の目的に使用してはならない。

(8) 提案に関して必要な費用は、すべて提案者の負担とする。

(9) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし返却はしない。また、世田谷区が必要と判断したものについては、提案書の内容を世田谷区が無償にて使用できる。

(1 0) 本プロポーザルは事業者選定のみを目的とし、提案の内容に区は拘束されない。

(1 1) 詳細はプロポーザル実施要領による。